|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 身体的拘束等廃止・虐待防止への取り組み状況調査票 | 事業所名 |  | 記入者 |  |  | 別添２ |

|  |  |
| --- | --- |
| 【１】介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ※身体拘束禁止の対象となる具体的行為①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る⑤点滴･経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Ｙ字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する | ■現在、左記の制限する行為を行っているか[ ]  行っている 　➡　次の【２】も回答してください[ ] 　 行っていない　　　　　　　　　　　　　　■過去に、左記の制限する行為を行ったことがあるか[ ]  行ったことがある 　➡　次の【２】も回答してください[ ] 　 行ったことはない　　　　　　　　　　　　　　 |

|  |  |
| --- | --- |
| 【２】事業者（施設）は、上記【１】の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。※なお、記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存することとする。 | ■身体的拘束等を「行っている」又は「行ったことがある」場合、次の項目を行っているかしている　　していない　①適切に記録しているか 　[ ]  　　[ ]  　②家族等に説明し同意を得ているか [ ]  　　[ ]  |

|  |  |
| --- | --- |
| 【３】事業者（施設）は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 |  |
| ①　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３ヶ月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。事業者(施設)が周知徹底のために定める報告・改善のための方策・例　　イ　身体的拘束等について報告するための様式を整備する　　ロ　従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告する　　ハ　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析する　　ニ　身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討する　　ホ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底するヘ　適正化策を講じた後に、その効果について評価する | ■左記委員会の直近４回の開催状況について①（　　　年　　月　　日）　　②（　　　年　　月　　日）③（　　　年　　月　　日）　　④（　　　年　　月　　日）■左記委員会の結果について、従業者に周知徹底しているか[ ]  している　　　　　 [ ]  していない |
| ②　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。「身体的拘束等の適正化のための指針」に盛り込む項目イ　事業所（施設）における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方ロ　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会その他事業所（施設）内の組織に関する事項ハ　身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針ニ　事業所（施設）内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針ホ　身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針ヘ　利用者（入所者）等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針ト　その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 | ■左記指針について、整備しているか[ ] 　 している　　　　　 [ ]  していない■左記指針に盛り込む項目を記載しているか[ ] 　イ　　　[ ] 　　ロ　　　　[ ] 　　ハ　　　　[ ] 　　ニ[ ] 　ホ　　　[ ] 　　へ　　　　[ ] 　　ト |
| ③　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。●指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を実施すること●新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施すること●研修の実施内容について記録すること | している　 していない■左記研修を定期的に実施しているか　　　　　[ ] 　　　　　[ ] ■左記研修を新規採用時も実施しているか　　　[ ] 　　　　　[ ] ■左記研修の実施内容を記録しているか　　　　[ ] 　　　　　[ ]  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 身体的拘束等廃止・虐待防止への取り組み状況調査票 | 事業所名 |  | 記入者 |  |  | 別添２ |

|  |  |
| --- | --- |
| 【４】事業者（施設）は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 | ※【４】については令和６年３月３１日まで努力義務　 |
| ①　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。虐待防止検討委員会での検討事項　　イ　虐待防止委員会その他事業所（施設）内の組織に関すること　　ロ　虐待の防止のための指針の整備に関すること　　ハ　虐待の防止のための職員研修の内容に関すること　　ニ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること　　ホ　従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関することヘ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関することト　前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること | ■左記委員会の直近４回の開催状況について①（　　　年　　月　　日）　　②（　　　年　　月　　日）③（　　　年　　月　　日）　　④（　　　年　　月　　日）■左記委員会の結果について、従業者に周知徹底しているか[ ]  している　　　　　 [ ]  していない |
| ②　虐待の防止のための指針を整備すること。「虐待の防止のための指針」に盛り込む項目イ　事業所（施設）における虐待の防止に関する基本的考え方ロ　虐待防止検討委員会その他事業所（施設）内の組織に関する事項ハ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針ニ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針ホ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項ヘ　成年後見制度の利用支援に関する事項ト　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項チ　利用者（入所者）等に対する当該指針の閲覧に関する事項リ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項 | ■左記指針について、整備しているか[ ] 　 している　　　　　 [ ]  していない■左記指針に盛り込む項目を記載しているか[ ] 　イ　　　[ ] 　　ロ　　　　[ ] 　　ハ　　　　[ ] 　　ニ[ ] 　ホ　　　[ ] 　　へ　　　　[ ] 　　ト　　　　[ ] 　　チ[ ] 　リ |
| ③　介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。●指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を実施すること●新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施すること●研修の実施内容について記録すること | している　 していない■左記研修を定期的に実施しているか　　　　　[ ] 　　　　　[ ] ■左記研修を新規採用時も実施しているか　　　[ ] 　　　　　[ ] ■左記研修の実施内容を記録しているか　　　　[ ] 　　　　　[ ]  |
| ④　上記①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | ■担当者名： |